

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によつて、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水谷俊郎

専決第 1 号

東員町町税条例の一部を改正する条例の制定について

東員町町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 31 日専決

東員町長 水谷俊郎

東員町条例第 9 号

東員町町税条例の一部を改正する条例

東員町町税条例（昭和 30 年東員村条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」を「第 66 条の

7第4項及び第10項」に改め、同条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則

第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条中第25項を第27項とし、第24項を第26項とし、第23項の次に次の2項を加える。

24 法附則第15条第43項に規定する町の条例で定める割合は6分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東員町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、

なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、東員町町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和4年3月31日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求める必要がある。

議案第 28 号

東員共同福祉施設機械設備等改修工事請負契約の締結について

令和 4 年 5 月 27 日一般競争入札に付した、東員共同福祉施設機械設備等改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

令和 4 年 6 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 契約の目的 | 東員共同福祉施設機械設備等改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 4 契約の相手方 | |

提案理由

東員共同福祉施設機械設備等改修工事の請負契約を締結するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 29 号

東員町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

東員町町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町町税条例等の一部を改正する条例

(東員町町税条例の一部改正)

第 1 条 東員町町税条例（昭和 30 年東員村条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2

号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得

税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（東員町町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 東員町町税条例の一部を改正する条例（令和3年東員町条例第14号）の一部を次のように改正する。

東員町町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中東員町町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（東員町町税条例の一部を改正する条例（令和3年東員町条例第14号）附則第2条の改正規

定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
(2) 第1条中東員町町税条例第18条の4第1項、第73条の2第
1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の
規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第
1条第2号に掲げる規定の施行の日
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の東員町町税条例第18条
の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に
係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされ
る同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。
(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の東員町町税条例(以下「新条例」と
いう。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条各号列記以外に
掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)
以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与につい
て提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行
日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の東員町町税条例
(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定す
る給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書につい
ては、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受ける
べき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定
する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。
以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例
第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に
支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3
第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の東員町町税条例の規定

中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の東員町町税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の東員町町税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

提案理由

東員町町税条例等の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 30 号

令和 4 年度 東員町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度東員町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60,961 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,503,961 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 6 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
16. 国庫支出金	
	2. 国庫補助金
17. 県支出金	
	2. 県補助金
19. 寄附金	
	1. 寄附金
21. 繰越金	
	1. 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
912,228	36,926	949,154
187,050	36,926	223,976
625,141	650	625,791
228,454	650	229,104
510	4,900	5,410
510	4,900	5,410
100,000	18,485	118,485
100,000	18,485	118,485
9,443,000	60,961	9,503,961

歳 出

款	項
2. 総務費	
	1. 総務管理費
6. 農林水産業費	
	1. 農業費
10. 教育費	
	1. 教育総務費
	5. 社会教育費
	6. 保健体育費
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1,087,554	17,198	1,104,752
973,873	17,198	991,071
187,487	1,608	189,095
182,364	1,608	183,972
1,546,004	42,155	1,588,159
312,698	31,726	344,424
144,409	0	144,409
400,213	10,429	410,642
9,443,000	60,961	9,503,961

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
東員町最終処分場再整備事業	令和5年度	千円 28,807に消費税及び地方消費税額を加算した額

提案理由

令和4年度本町一般会計既定予算を補正するについては、地方自治法第218条第1項及び同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
16. 国庫支出金	912,228	36,926	949,154
17. 県支出金	625,141	650	625,791
19. 寄附金	510	4,900	5,410
21. 繰越金	100,000	18,485	118,485
歳入合計	9,443,000	60,961	9,503,961

歳 出

款	既定額	補正額	計
2. 総務費	1,087,554	17,198	1,104,752
6. 農林水産業費	187,487	1,608	189,095
10. 教育費	1,546,004	42,155	1,588,159
歳出合計	9,443,000	60,961	9,503,961

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
14,599			2,599
650			958
22,327		4,900	14,928
37,576		4,900	18,485

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	既定額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	17,246	36,926	54,172
計	187,050	36,926	223,976

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

4. 農林水産業費県補助金	58,740	650	59,390
計	228,454	650	229,104

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

2. 教育費寄附金	0	4,900	4,900
計	510	4,900	5,410

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	100,000	18,485	118,485
計	100,000	18,485	118,485

一般会計
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 総務管理費補助金	36,926	地方創生推進交付金	16,464
		デジタル田園都市国家構想推進交付金	20,462

1. 農業費補助金	650	農業委員会情報収集等業務効率化支援事業費補助金	650

1. 保健体育費寄附金	4,900	保健体育振興費指定寄附金	4,900

1. 繰越金	18,485	前年度繰越金	18,485

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 文書広報費	50,386	8,000	58,386	10,000 (国) 10,000			△2,000
7. 電子計算費	155,914	9,198	165,112	4,599 (国) 4,599			4,599
計	973,873	17,198	991,071	14,599			2,599

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	20,278	1,608	21,886	650 (県) 650			958
計	182,364	1,608	183,972	650			958

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	311,703	31,726	343,429	15,863 (国) 15,863			15,863
計	312,698	31,726	344,424	15,863			15,863

(単位：千円)

節					
区分	金額	細節		説明	
12. 委託料	8,000	委託料	8,000	◎広報広聴経費	8,000
				広報戦略策定業務委託料	8,000
12. 委託料	4,741	委託料	4,741	◎電算経費	9,198
				庁内共通基盤システム委託料	4,741
17. 備品購入費	4,457	備品購入費	4,457	備品購入費	4,457

11. 役務費	246	通信運搬費	246	◎農業委員会経費	1,608
				回線接続料	246
13. 使用料及び 賃借料	99	使用料及び賃借料	99	モバイルデバイス管理料	99
				備品購入費	1,263
17. 備品購入費	1,263	備品購入費	1,263		

13. 使用料及び 賃借料	4,093	使用料及び賃借料	4,093	◎教育総務事務局経費	31,726
				システム使用料	4,093
17. 備品購入費	27,633	備品購入費	27,633	備品購入費	27,633

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 文化振興費	115,823	0	115,823	1,250 (国) 1,250			△1,250
計	144,409	0	144,409	1,250			△1,250

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

2. 保健体育振興費	99,763	10,429	110,192	5,214 (国) 5,214		4,900 (寄) 4,900	315
計	400,213	10,429	410,642	5,214		4,900	315

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
			財源充当の変更

17. 備品購入費	10,429	備品購入費	10,429	◎総合体育館・武道館経費	10,429
				備品購入費	10,429

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円		千円	千円	千円	千円	千円
東員町最終処分場再整備事業	28,807に消費税及び地方 消費税額を加算した額	令和5年度	31,688	10,562	21,100	0	26